



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の解散認可……………
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案……………
- ………（環境局総務部環境政策課）…一
- 都道（首都高速道路）の供用開始……………
- ………（建設局道路管理部路政課）…二
- 公有水面埋立ての免許（二件）……………
- ………（港湾局離島港湾部管理課）…四
- 銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分について……………
- ………の公開の聴聞……………五
- 開発行為に関する工事完了（二件）……………
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- ………（産業労働局商工部地域産業振興課）…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（同）…七

告示

●東京都告示第四十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき田町駅前東口地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和元年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類	取消年月日	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十一年四月二十三日	小平市御幸町二百七十五番、二百七十六番、二百七十七番及び二百七十八番の各一部	延長 一四〇・〇〇 幅員 四・〇〇

●東京都告示第四十三号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十八条の規定に基づき、八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

中央区

- 八重洲一丁目、八重洲二丁目、日本橋一丁目、日本橋二丁目、日本橋三丁目、京橋一丁目、京橋二丁目、日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目、日本橋本石町四丁目、日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目、日本橋室町四丁目、日本橋本町一丁目、日本橋本町二丁目、日本橋本町三丁目、日本橋本町四丁目、日本橋兜町、日本橋小舟町、日本橋小網町、日本橋蛸殻町一丁目、日本橋茅場町一丁目、日本橋茅場町二丁目、日本橋茅場町三丁目、日本橋人形町一丁目、日本橋人形町三丁目、日本橋堀留町一丁目、日本橋大伝馬町、八丁堀一丁目及び八丁堀二丁目の区域

千代田区

- 丸の内一丁目、丸の内二丁目、大手町一丁目、大手町二丁目、内神田一丁目、内神田二丁目、内神田三丁目、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目及び神田美倉町の区域

- 二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 八重洲一丁目北地区再開発準備組合

理事長 山腰 正大

中央区八重洲一丁目一番三号壽ビル四階

三 対象事業の名称及び種類

八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央区八重洲一丁目到高層建築物の複合施設を整備するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和元年五月二十日から同年六月十八日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号

イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和元年七月三日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道(首都高速道路)の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年五月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京西局において一般の縦覧に供する。

令和元年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 首都高速一号

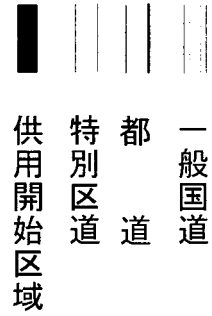
二 供用開始の区間 大田区平和島一丁目四番地先

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 令和元年五月二十日

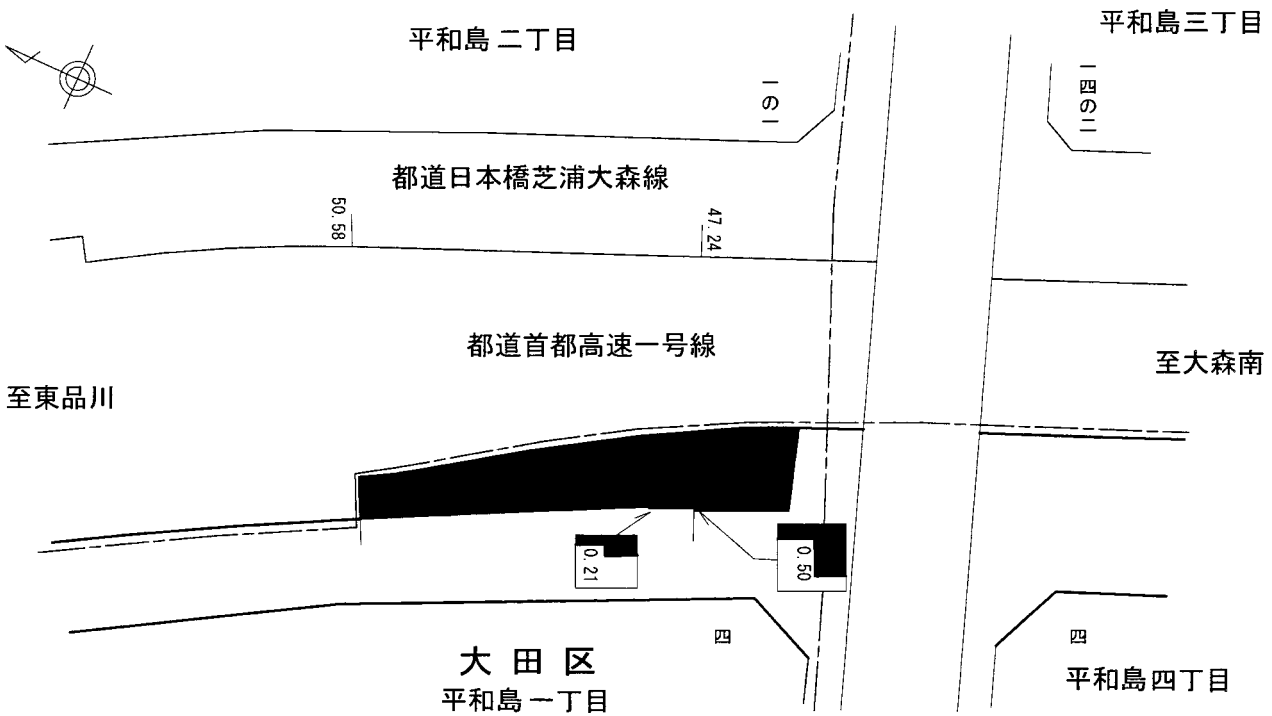
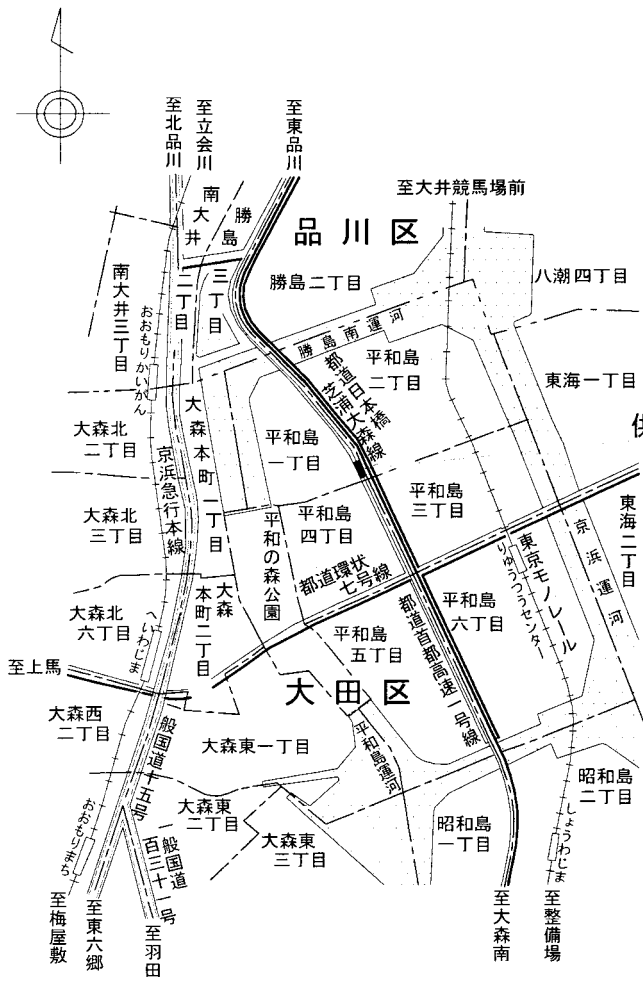
別図

都道首都高速一号線供用開始略図  
大田区平和島一丁目地内



延長 八二・四〇メートル  
面積 九七二・七五平方メートル

供用開始箇所



●東京都告示第四十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 免許年月日

令和元年五月十日

二 埋立ての免許を受けた者

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者氏名 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 豊島区西池袋五丁目十七番一―二〇七号

三 埋立区域

(一) 位置

三宅村阿古地先の阿古漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点(H二八T一)(北緯三四度〇四分一六秒四三、東経一三九度二八分四九秒五八)から二〇二度五一分五八秒三三・八〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一五三度〇三分二秒一五・〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二四三度〇三分二秒一八〇・六九メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三三三度〇三分四七秒一四・

六七メートルの地点

- ⑤の地点 ④の地点から六三度三一分二秒一四・九三メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三三三度一二分三九秒〇・四六メートルの地点

(三) 面積

二、七〇四・三九平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

三宅村阿古地先の阿古漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点(H二八T一)(北緯三四度〇四分一六秒四三、東経一三九度二八分四九秒五八)から一九八度〇九分〇三秒二八三・三九メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一一度五四分五九秒三七・四六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一三三度五六分四九秒一〇・三二メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一八六度二六分〇一秒二二・九〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一七六度三二分五六秒六・五五メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一九九度四〇分一秒八・四一メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二〇八度四六分五四秒七三・六七メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二四三度〇三分二九秒二四九・九二メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三三三度〇三分二秒一〇九

・八〇メートルの地点

- ⑩の地点 ⑨の地点から六三度〇〇分三九秒六八・九一メートルの地点

(三) 面積

三三、六五一・九〇平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

●東京都告示第四十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 免許年月日

令和元年五月十日

二 埋立ての免許を受けた者

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者氏名 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 豊島区西池袋五丁目十七番一―二〇七号

三 埋立区域

(一) 位置

三宅村伊ヶ谷地先の伊ヶ谷漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点	基準点(漁港B M (M一)) (北緯三四度〇六分〇三秒一二、東経一三九度二九分二〇秒三七) から二四二度三〇分〇一秒三八・二八メートルの地点
②の地点	①の地点から二四三度一二分〇六秒一・五〇メートルの地点
③の地点	②の地点から一五三度一二分〇六秒四・〇〇メートルの地点
④の地点	③の地点から二四三度一二分〇六秒一八・五六メートルの地点
⑤の地点	④の地点から一五〇度五三分二四秒七・八一メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から一三四度五八分三三秒二・一九メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から六九度四三分二一秒五・八三メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から六五度四七分〇九秒六・四二メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から六七度〇二分二七秒六・五六メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から六五度二八分二九秒〇・三二メートルの地点
(三) 面積	二一六・七七平方メートル
四 埋立てに関する工事の施行区域	
(一) 位置	三宅村伊ヶ谷地先の伊ヶ谷漁港漁港区域内公有水面
(二) 区域	次の各地点を順次に結んだ線及び⑫の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域
①の地点	基準点(漁港B M (M一)) (北緯三四度〇六分〇三秒一二、東経一三九度二九分二

②の地点	〇秒三七) から二一三度三四分一三秒三一・九五メートルの地点
③の地点	①の地点から一五二度二二分四九秒四一・三一メートルの地点
④の地点	②の地点から二四三度〇九分四四秒二三・四七メートルの地点
⑤の地点	③の地点から三〇八度〇三分五一秒四九・二八メートルの地点
⑥の地点	④の地点から三〇〇度四五分五〇秒四六・八六メートルの地点
⑦の地点	⑤の地点から一一度一六分四八秒五三・五八メートルの地点
⑧の地点	⑥の地点から五七度二四分四九秒一六〇・八一メートルの地点
⑨の地点	⑦の地点から三二五度四四分五八秒七二・二二メートルの地点
⑩の地点	⑧の地点から五七度一五分〇六秒六〇・四五メートルの地点
⑪の地点	⑨の地点から一四七度三三分一六秒九〇・〇〇メートルの地点
⑫の地点	⑩の地点から二三七度一五分〇六秒一五七・七六メートルの地点
(二) 面積	一五、五〇四・二四平方メートル
五 埋立地の用途	漁港施設用地

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第16号  
銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号。以下

「法」という。) 第11条第1項及び第4項の規定による行政処分について、行政手続法 (平成5年法律第88号) 第13条第1項及び法第12条第3項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。
令和元年5月20日
東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記
1 日時 令和元年5月28日 (火曜日) 午前9時30分開始
2 場所 千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場
3 被聴聞者の住所及び氏名 渋谷区代々木三丁目57番2号 東高西参道ペンシナイ401号 大沢 良明
公 告
開発行為に関する工事の完了について 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和元年五月二十日 東京都多摩建築指導事務所長 金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

青梅市新町五丁目六番二十八  
及び同番四十七から同番五十  
二まで  
練馬区南大泉三丁目八番八  
号  
第一住宅協同組合  
代表理事 西河 洋一

日野市大字日野七千七百七十  
三番六十六  
武蔵野市境二丁目二番二  
号  
株式会社飯田産業  
代表取締役 千葉雄二郎

羽村市柴町二丁目七番五及び  
同番四十三から同番四十五ま  
で  
神奈川県相模原市緑区橋本  
一丁目十四番三  
号  
株式会社サーティーフォー  
代表取締役 唐橋 和男

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

令和元年五月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

西東京市向台町二丁目七百七  
十六番一、同番五から同番八  
まで並びに七百九十二番五及  
び同番十一の各一部  
中央区銀座六丁目十七番一  
号  
三井不動産レジデンシャル  
株式会社  
代表取締役 藤林 清隆

小平市御幸町二百七十五番、  
二百七十六番一、同番二及び  
二百七十七番一の各一部  
小平市御幸町二百七十六番  
地の一  
宮奈 陽一

東久留米市小山三丁目四百三  
十九番一及び同番四  
清瀬市元町一丁目八番二  
号  
有限会社立野産業  
代表取締役 篠宮 修

東村山市久米川町一丁目十七  
番五の一部  
西東京市東伏見三丁目六番  
十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

東村山市多摩湖町四丁目十番  
二十六及び同番二十七  
練馬区石神井町二丁目二十  
六番十一号  
一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

清瀬市中里五丁目十四番一の  
一部  
西東京市東伏見三丁目六番  
十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

東村山市久米川町一丁目二番  
五から同番十一まで、三番八  
及び同番九  
東村山市久米川町一丁目五  
番地一  
有限会社クライス  
取締役 内海 進

東久留米市小山一丁目四百三  
十三番一  
武蔵野市吉祥寺北町一丁目  
二十九番一号  
兼六土地建物株式会社  
代表取締役 鍵市 佳克

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下  
「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店  
舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定に  
より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供  
する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう  
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体  
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に  
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を  
添えて、令和元年五月二十日から四月以内に東京都産業労

働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一  
号)に到着するように提出してください。

令和元年五月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名  
(仮称)豊洲2-1街区商業施設  
計画

二 店舗所在地  
江東区豊洲二丁目十五番十二ほか

三 設置者名  
三井不動産株式会社

四 設置者住所  
中央区日本橋室町二丁目一番一号

五 小売業を行う者の  
氏名又は名称  
未定

六 新設をする日  
令和二年四月一日

七 店舗面積の合計  
六千七百七十四平方メートル

八 駐車場の位置及び  
収容台数  
店舗内 五十八台

九 駐輪場の位置及び  
収容台数  
店舗内 三百八十五台

十 荷さばき施設の位  
置及び面積  
店舗内 二百五十二平方メートル

十一 廃棄物等の保管  
施設の位置及び  
容量  
店舗内 三十二・四〇立方メートル

十二 小売業を行う者  
の開店時刻  
午前五時ほか

十三 小売業を行う者  
の開店時刻  
午前零時ほか

十四 来客が駐車場を  
利用することが  
できる時間帯  
午前四時三十分から翌午前零時三  
十分まで

十五 駐車場の自動車  
の出入口の数及  
び位置  
二か所 店舗北東側

<p>十六 荷さばき施設に おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯</p> <p>十七 届出日</p> <p>十八 縦覧場所</p> <p>十九 縦覧期間</p> <p>二十 縦覧時間</p>	<p>午前六時から午後十時まで</p> <p>平成三十一年四月十九日</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>令和元年五月二十日から同年九月 二十日まで。ただし、東京都の休 日に関する条例(平成元年東京都 条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に ついて</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店 舗の変更について届出があったので、同条第三項において 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体 にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を 添えて、令和元年五月二十日から四月以内に東京都産業労 働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)に到着するよう提出してください。</p> <p>令和元年五月二十日</p>	
<p>一 店舗名</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>三 設置者名</p> <p>四 設置者住所</p> <p>五 変更前の小売業者 の氏名又は名称</p> <p>六 変更後の小売業者 の氏名又は名称</p> <p>七 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称</p> <p>八 変更前の小売業者 の住所</p> <p>九 変更後の小売業者 の住所</p> <p>十 変更前の小売業者 の代表者名</p> <p>十一 変更後の小売業 者の代表者名</p> <p>十二 変更日</p> <p>十三 届出日</p> <p>十四 縦覧場所</p> <p>十五 縦覧期間</p> <p>十六 縦覧時間</p>	<p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>積水桜が丘ビル</p> <p>東大和市桜が丘二丁目百四十二番 一号</p> <p>三井住友信託銀行株式会社</p> <p>千代田区丸の内一丁目四番一号</p> <p>株式会社イトーヨーカ堂ほか十一 名</p> <p>株式会社イトーヨーカ堂ほか十名</p> <p>株式会社大創産業ほか三名</p> <p>新宿区揚場町二番地二十六号(株 式会社銀座コージコーナー)</p> <p>中央区築地七丁目十七番一号(株 式会社銀座コージコーナー)</p> <p>矢野 博文(株式会社大創産業)</p> <p>ほか</p> <p>矢野 靖二(株式会社大創産業)</p> <p>ほか</p> <p>平成三十年十一月十九日ほか</p> <p>平成三十一年四月三日</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>令和元年五月二十日から同年九月 二十日まで。ただし、東京都の休 日に関する条例(平成元年東京都 条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>		
<p>一 店舗名</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>三 設置者名</p> <p>四 設置者住所</p> <p>五 変更前の設置者の 代表者名</p> <p>六 変更後の設置者の 代表者名</p> <p>七 変更前の小売業者 の氏名又は名称</p> <p>八 変更後の小売業者 の氏名又は名称</p> <p>九 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称</p> <p>十 変更前の小売業者 の住所</p> <p>十一 変更後の小売業 者の住所</p> <p>十二 変更前の小売業 者の代表者名</p> <p>十三 変更後の小売業 者の代表者名</p> <p>十四 変更日</p> <p>十五 届出日</p> <p>十六 縦覧場所</p> <p>十七 縦覧期間</p>	<p>株式会社ルミネ北千住店</p> <p>足立区千住旭町四十二番二号</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社ほか一名</p> <p>渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>富田 哲郎(東日本旅客鉄道株式 会社)</p> <p>深澤 祐二(東日本旅客鉄道株式 会社)</p> <p>大和水産株式会社ほか百三十八名</p> <p>株式会社魚力ほか百四十二名</p> <p>中島水産株式会社ほか十七名</p> <p>渋谷区神南一丁目五番六号(株式 会社ルドーム)ほか</p> <p>渋谷区神南一丁目二十三番二十一 号(株式会社ルドーム)ほか</p> <p>森 修策(中島水産株式会社)ほ か</p> <p>中島 明(中島水産株式会社)ほ か</p> <p>平成三十年十一月二十一日ほか</p> <p>平成三十一年四月十日</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>令和元年五月二十日から同年九月 二十日まで。ただし、東京都の休 日に関する条例(平成元年東京都 条例第十号)に定める休日を除く。</p>		

十八 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

八潮ショッピングセンターパトリ

二 店舗所在地

品川区八潮五丁目五番三号

三 設置者名

株式会社新都市ライフホールディングス

四 設置者住所

新宿区西新宿六丁目八番一号

五 変更前の設置者名

株式会社新都市ライフ

六 変更後の設置者名

株式会社新都市ライフホールディングス

七 変更前の設置者住所

新宿区西新宿六丁目五番一号

八 変更後の設置者住所

新宿区西新宿六丁目八番一号

九 変更前の設置者の代表者名

古屋 雅弘

十 変更後の設置者の代表者名

安達 勝

十一 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社スーパーバリュージャカ

十二 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社スーパーバリュージャカ

十三 変更日

平成二十八年六月二十八日ほか

十四 届出日

平成三十一年四月十七日

十五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十六 縦覧期間

令和元年五月二十日から同年九月

十七 縦覧時間

二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

葛西クリンタウンショッピングセンター

二 店舗所在地

江戸川区清新町一丁目三番六号

三 設置者名

株式会社新都市ライフホールディングス

四 設置者住所

新宿区西新宿六丁目八番一号

五 変更前の設置者名

株式会社新都市ライフ

六 変更後の設置者名

株式会社新都市ライフホールディングス

七 変更前の設置者の代表者名

古屋 雅弘

八 変更後の設置者の代表者名

安達 勝

九 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社マルエツほか九名

十 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社マルエツほか九名

十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社畑岸

十二 変更前の小売業者の代表者名

畑岸 真弥

十三 変更後の小売業者の代表者名

畑岸 真太郎

十四 変更日

平成三十一年三月五日ほか

十五 届出日

平成三十一年四月十七日

十六 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間

令和元年五月二十日から同年九月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十八 縦覧時間

令和元年五月二十日から同年九月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

